

## 令和8年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫や多頭飼育猫の増加を防止し、生活環境の向上を図るため、個人、団体等が行う飼い主のいない猫及び多頭飼育猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (2) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術及び去勢手術をいう。
- (4) 保護猫 飼い主のいないことが明らかな、市内で保護した猫で、避妊手術後に継続的に給餌、給水等の世話及び管理をする猫をいう。
- (5) さくら猫 飼い主のいないことが明らかな、市内に生息していた猫で、避妊手術後に保護した場所に戻す猫をいう。
- (6) 多頭飼育猫 不適正な飼育が原因で、市内において複数頭が特定の個人、団体等の管理下に置かれ、市長が多頭飼育されていると認めた猫をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する個人、市内に事務所又は住所を有する団体等とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、保護猫、さくら猫又は多頭飼育猫に対し、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに県内の動物病院で避妊手術を受けさせることとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の猫を対象に国、県その他団体から同様の補助を受ける者は、補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、避妊手術に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、不妊手術1件につき1万円、去勢手術1件につき5,000円を上限とする。

(補助金交付申請書兼実績報告書)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を事業完了の日から30日を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 避妊手術費の領収書（明細がわかるもの）の写し
- (2) 振込先口座通帳（申請者名義のもの）の写し（動物病院に補助金を振り込む場合を除く。）
- (3) 誓約書（様式第2号）

2 市長は、前項の規定により補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合は、規則第14条の規定による補助事業等実績報告書の報告があったものとみなす。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、規則第6条の規定により交付の決定をするときは、規則第8条及び第15条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定をした場合は、規則第15条に規定する額の確定をしたものとみなす。

（遵守事項）

第9条 さくら猫に対し、避妊手術を受けさせようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当該手術を受けた猫が、避妊手術済であることが識別できるよう片方の耳にV字カットの措置を講ずること。

(2) 当該手術を受けた猫を生息場所に戻す場合は、トイレ、餌の管理及び周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るように努めること。

（帳簿等の保管）

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。